



福岡医発第 2419 号 (地)

令和 3 年 11 月 27 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

厚生労働省「疑義解釈資料の送付について (その 83)」の送付について

今般、厚生労働省保険局医療課より疑義解釈が発出されましたので、別添のとおりお送りいたします。

つきましては、本件について、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 本資料につきましては、本会ホームページ会員専用「令和 2 年度診療報酬改定について」(https://www.fukuoka.med.or.jp/members/iryo_hoken/shinryo/h30_copy.html) に掲載いたしますので、ダウンロードの上、ご活用いただけますようお願い申し上げます。
- 2) 併せて、「疑義解釈資料の送付について (その 80)」が訂正されておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

(保 218)

令和 3 年 1 1 月 1 8 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎
(公印省略)

厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その 83）」の送付について

令和 2 年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、令和 2 年 3 月 5 日付け日医発第 1181 号（保 265）「令和 2 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省保険局医療課より、令和 2 年度診療報酬改定に関する Q & A「疑義解釈資料の送付について（その 83）」が発出されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

なお、「疑義解釈資料の送付について（その 80）」が添付資料の別添 2 のとおり訂正されておりますので、併せてご確認いただきますようお願い申し上げます。

以上、本件について貴会会員にご周知下さいますようお願い申し上げます。

【添付資料】

疑義解釈資料の送付について（その 83）

（令 3. 11. 17 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事 務 連 絡
令和 3 年 11 月 17 日

地 方 厚 生（ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 83）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和 2 年厚生労働省告示第 57 号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号）等により、令和 2 年 4 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添 1 のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

なお、「疑義解釈資料の送付について（その 80）」（令和 3 年 11 月 5 日付事務連絡）を別添 2 のとおり訂正いたしますので、併せて送付いたします。

(別添 1)

医科診療報酬点数表関係

【SARS-CoV-2・インフルエンザ抗原同時検出】

問 1 令和 3 年 5 月 12 日付けで保険適用された SARS-CoV-2・インフルエンザ抗原同時検出を実施する際に用いるものとして、「SARS-CoV-2 抗原及びインフルエンザウイルス抗原の検出を目的として薬事承認又は認証を得ているもの」とあるが、令和 3 年 11 月 17 日付けで薬事承認された「クイック チェイサー SARS-CoV-2/F1u」（株式会社 ミズホメディー）及び「クイック チェイサー SARS-CoV-2/F1u A, B」（株式会社 ミズホメディー）はいつから保険適用となるのか。

（答）令和 3 年 11 月 17 日より保険適用となる。

【SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出】

問 2 令和 2 年 3 月 6 日付けで保険適用された SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出を実施する際に用いるものとして、「体外診断用医薬品のうち、使用目的又は効果として、SARS-CoV-2 の検出（COVID-19 の診断又は診断の補助）を目的として薬事承認又は認証を得ているもの」とあるが、令和 3 年 11 月 17 日付けで薬事承認された「FTD SARS-CoV-2 キット」（シーメンスヘルスケア・ダイアグノスティクス株式会社）はいつから保険適用となるのか。

（答）令和 3 年 11 月 17 日より保険適用となる。

(別添 2)

医科診療報酬点数表関係

問 1 区分番号「A 0 0 3」オンライン診療料の施設基準において、「頭痛患者に対する情報通信機器を用いた診療に係る研修」とあるが、当該研修にはどのようなものがあるか。

(答) 現時点では、一般社団法人日本頭痛学会の実施する「~~一般社団法人日本頭痛学会~~ 慢性頭痛オンライン診療 e-learning ~~日本頭痛学会 e-learning~~」が該当する。